様式第74号

年 月 日

(あて先) 川 口 市 長

住 所

氏 名

# 共同住宅等一般廃棄物等保管場所設置届

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第52条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 建築物の概要

設	置	場	所										
施			主	住氏	所名				雷言	活番号	(	)	
設	:	<u></u>	者	住	所					活番号	(		
エ	事	施工	者	氏 住 氏	所						(	)	
建	築 物	の名	称	氏	_名				电声	括番号	(		
建	築物	の用	途										戸
敷	地	面	積									1	$m^2$
建	延べ	面	積					(p	勺訳)	住宅用部分事業用部分			$\frac{m}{m^2}$
築· 物	構		造			造	地下	111	階、		階		
エ	事着手	予定年月	月日					年		月	目		
工	事完成	予定年月	月日					年		月	目		
使	用開始	予定年月	月日					年		月	日		

### 2 保管場所(有効面積)

保管場所	再生利用対象物	箇所				
	一般廃棄物	箇所	$m^2_{\ell}$			

#### 添付書類

- 1 建築物の案内図、配置図、各階平面図及び立面図
- 2 保管場所の配置図(位置図)及び詳細図
- 3 保管場所の面積算定書
- 4 その他特に市長が必要と認める書類及び図面

## 【一般廃棄物等保管場所の管理及び収集に関する注意事項】

- 1 保管場所の収集用扉は、一般廃棄物等収集日当日、午前8時30分から収集終了までの間、常に解錠状態にすること。(保管場所内から収集する場合)
- 2 格納容器を設置する場合、格納容器の破損・汚損等については、管理者責任で対応すること。
- 3 保管場所は、他施設との兼用はせず、明確に区分すること。
- 4 事業系ごみ(事務所等から発生したごみ)は、保管場所に排出しないこと。

受 付 欄